

本県関係与党国会議員 宛

令和4年度税制改正に関する要請書

【令和3年11月】

福島県町村議会議長会

会長 小 椋

眞

令和4年度税制改正に関する要請

我が国は、喫緊の課題である人口減少の克服と地方創生に、国・地方を挙げて取り組んでいるところである。

しかしながら、町村の現状は、急速な少子高齢化や基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱え、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしており、コロナ対策と経済の再生が強く求められているほか、頻発する自然災害への対応や強靱な国土づくりなどが求められている。

こうした現下の状況を踏まえ、町村が災害や感染症に強く、持続可能な活力ある地域を創生していくためには、偏在性が小さく安定的な地方税体系を構築するとともに、町村にとって命綱である地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、令和4年度税制改正にあたっては、次の事項の実現を強く要請する。

1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次の事項を講じること。

- ① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- ② 地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きい税目構成とすること。

2. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう、次の事項を講じること。

- ① 税収が安定的に確保できるよう制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないようにすること。
- ② 土地に係る固定資産税の課税基準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。

- ③ 土地の負担軽減措置等については、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。
- ④ 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- ⑤ 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税金の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

については、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を断固堅持すること。

4. 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税収入金額課税方式の堅持

電気・ガス供給業に対する法人事業税については、行政サービスの受益に応じて課税する観点から、長年にわたり収入金額課税方式が採用されており、地方税収の安定化に大きく貢献している。

また、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され、市町村の貴重な財源であることから現行制度を堅持すること。

5. 車体課税に係る地方税収の確保

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要であるので、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

6. 地方拠点強化税制の延長及び拡充

令和4年3月末で期限を迎える地方拠点強化税制については、地域経済の活性化や地域における雇用の創出をさらに進めるため、制度の延長及び税額控除の拡大など制度の拡充を図ること。

7. 個人住民税の充実確保等

個人住民税のあり方の検討にあたっては、この税が地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格など、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな課税控除の導入や政策誘導的な拡大は行わないこと。

8. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9. 航空機燃料譲与税の特例延長

航空機燃料譲与税は、空港関係町村における航空機の騒音等による障害の防止や空港周辺整備等に要する貴重な財源となっているので、令和4年3月末までとなっている譲与割合の引き上げ措置の延長等、町村に減収が生じることのないようにすること。

10. 地方税の電子化に伴う地方財政措置等の実施

町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて町村の理解を得ながら進めること。

また、町村の基幹税務システムの標準化の検討にあたっては、町村の意見を十分踏まえるとともに、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。